

半田市情報公開閲覧等請求書に関することについて

地域福祉課

成年後見制度に係る以下の文書（1～6）

1. 市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた現行の要綱、内規等
 - 「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」（写）
 - 「知多地域成年後見制度利用促進基本計画策定事業の実施に関する協定書」（写し）
※平成20年度から、知多5市5町の共同で成年後見利用促進事業を実施しており、
当市としての要綱・内規等はありません。
2. 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成31年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書
 - 「平成31年度一般会計予算書及び予算説明書」（写）
 - 「平成31年度特別会計予算書及び予算説明書」（写）
3. 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成30年度の実績詳細（対象業務、件数及び費用）を記した文書（集計済みの一覧表で可）
 - 特定非営利活動法人知多地域成年後見センターから提出された「事業実績報告書」（写）
4. いわゆる成年後見（支援）センターを設置または社会福祉法人等へ委託している場合、その設置、運営に係る要綱、規程
 - 1と同様です。
5. 社会福祉法人等へ委託している場合を含め、市民後見（人）に係る事業の運用規程（要綱）及び平成30年度における同事業の実施状況を記載した文書（家庭裁判所への推薦人数、受任実績を含む）
 - 当市の運用規程（要綱）はありません。また、30年度における市民後見人の家庭裁判所への推薦実績はありません。
6. 社会福祉法人等へ委託している場合を含め、法人後見に係る事業の運用規程（要綱）及び平成30年度における同事業の実施状況を記載した文書（家庭裁判所への推薦人数、受任実績を含む）
 - 1・3と同様です。



成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の手続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

（実施方法）

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

2 前項の委託に際して、関係市町の中から別表に定める幹事市町（以下「幹事市町」という。）が、委託事務を行うものとする。

3 幹事市町の任期は、2年とする。

4 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、知多市に置くものとする。

5 成年後見センターは、事業実施のために、前項の事務所に、常勤職員4人以上を配置するものとする。

6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運

営適正化委員会を設置するものとする。

- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 関係市町の負担金に係る事業に要する経費（以下「事業に要する経費」という。）は、関係市町にて、次の方法により按分算定した額を負担する。

- (1) 均等割 100分の10
人口割 100分の60
受任件数割 100分の30

- (2) 前号の人口割における人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数とし、受任件数割における件数は、前年度の4月1日現在の成年後見センターが後見人等を受任する件数とする。

- 2 事業に要する経費及び前項に基づき算定した関係市町ごとの負担金は、第5条に規定する運営委員会に毎年度諮り決定するものとする。

- 3 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

- 4 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までにを行うものとする。

- 5 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに関係市町から解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後も同様とする。

- 2 関係市町が本協定の解約を申し出る場合は、前条に定める運営委員会で協議するものとする。

(その他)

第7条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成31年4月1日

半田市長

榑原 純夫



阿久比町長

竹内 啓二



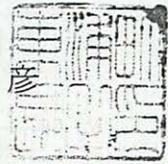
常滑市長

片岡 憲彦



東浦町長

神谷 明彦



東海市長

鈴木 淳雄



南知多町長

石黒 和彦



大府市長

岡村 秀人



美浜町長

神谷 信行



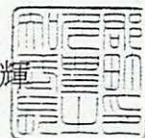
知多市長

宮島 壽男



武豊町長

初山 芳輝



「別表」

「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」第3条第2項にて規定する
「幹事市町」

年 度	幹事市町
平成30・31年度	常 滑 市
令和 2・ 3年度	東 海 市
令和 4・ 5年度	大 府 市
令和 6・ 7年度	知 多 市
令和 8・ 9年度	半 田 市
令和10・11年度	常 滑 市
～ 以下、2年任期	～ 以下同様、市制順に輪番

※各任期において、次期の幹事市町を副幹事とする。

(参 考)

年 度	幹事市町
平成20～29年度	半 田 市



知多地域成年後見制度利用促進基本計画策定事業の実施に関する協定書

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定された市町における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定するため、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、知多地域成年後見制度利用促進基本計画策定事業に関し、必要な事項を定める。

（事業内容）

第1条 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 知多地域成年後見制度利用促進基本計画の策定に関すること。
- （2） その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（実施方法）

第2条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センターに委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託に際して、成年後見利用促進事業の実施に関する協定書に規定する幹事市（以下「幹事市」という。）が委託事務を行うものとする。

（事業費及び負担金等）

第3条 事業に要する経費及び関係市町ごとの負担金は、成年後見利用促進事業の実施に関する協定書に規定する運営委員会で決定するものとする。

- 2 幹事市以外の関係市町は、幹事市に前項の負担金を納入するものとする。
- 3 前項の負担金の納入は、幹事市が発行する納入通知書により、請求日から1か月以内に支払うものとする。

（策定委員会）

第4条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める知多地域成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置するものとする。

（協定の期間）

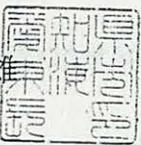
第5条 本協定の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

（その他）

第6条 関係市町は、本事業の実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成31年4月1日

半田市長	榊原	純夫		阿久比町長	竹内	啓二	
常滑市長	片岡	憲彦		東浦町長	神谷	明彦	
東海市長	鈴木	淳雄		南知多町長	石黒	和彦	
大府市長	岡村	秀人		美浜町長	神谷	信行	
知多市長	宮島	壽男		武豊町長	初山	芳輝	